

## 第2号様式

### (入札の公告)

北海道根室振興局告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和元年(2019年)11月14日

北海道根室振興局長 大内 隆寛

#### 1 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称  
乗用自動車（税務課分）1台の交換契約
- (2) 契約の目的の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和2年(2020年)3月27日までとする。
- (4) 納入場所  
根室振興局（根室市常盤町3丁目28番地）
- (5) 引渡場所  
(4)に同じ。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 北海道根室振興局管内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (5) 納入しようとする物品について、契約の目的の仕様等の要件を満たしていることが確認できた者であること。

#### 3 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年(2019年)11月15日から令和元年(2019年)11月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日9時00分から17時00分まで。

イ 申請の方法 ウに定める申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

なお、当該申請書類は14の(3)に定める契約担当組織に電話で申し出ることにより、送付によって提出することができる。

ただし、郵送等により申請書を提出する場合は、令和元年(2019年)11月22日17時00分までにウに定める申請書類の提出先に到着したものを有効とする。

ウ 申請書類の提出先 〒087-8588 北海道根室市常盤町3丁目28番地  
北海道根室振興局総務課需品係  
電話番号 0153-23-6809

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道根室振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 根室市常盤町3丁目28番地

北海道根室振興局庁舎 3階大会議室

(2) 入札日時 令和元年(2019年)11月28日(木)14時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、14の(3)に定める契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道根室振興局総務課のホームページにおいてダウンロードすることができる。[\(http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/\)](http://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/)

9 送付による入札の可否

認めない。

10 入札価格等

(1) 入札価格

入札は、交換により北海道が取得する自動車の価格(消費税等相当額を含む。)から、交換により北海道が引き渡す自動車の価格(消費税等相当額を含む。)を差し引いた交換差金をもって入札すること。

(2) 自動車重量税、自賠責保険料及びリサイクル費用預託金

交換により道が取得する自動車については、契約の相手方が自動車重量税を代納し、自賠責保険を契約し、及びリサイクル費用の預託金を代納し、これらの対価は契約の履行後に、交換差金に加えて支払うこととするので、入札価格には、自動車重量税、自賠責保険料及びリサイクル費用預託金を含まないこと。

11 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（北海道が交換により取得する自動車の価格（消費税等相当額を含む。）から北海道が交換により引き渡す自動車（消費税等相当額を含む。）を差し引いた交換差金をもって定めたものをいう。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

## 12 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

## 13 契約書作成の要否

要

## 14 その他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、北海道が交換により取得する自動車の価格及び北海道が交換により引き渡す自動車の価格にそれぞれ消費税等相当額を含めた額を記載すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織  
ア 名 称 北海道根室振興局総務課需品係  
イ 所在地 〒087-8788 根室市常盤町3丁目28番地  
ウ 電話番号 0153-23-6809
- (4) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (5) この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。